

(※返信用封筒と一緒に当院培養室までご郵送ください)

精子・精巣組織の凍結保存についての同意書【振込み手続き専用用紙】

後藤レディースクリニック 院長
後藤 栄 殿

このたび私は、精子・精巣組織の凍結保存に関してその内容を十分に理解し、下記の付帯条項につきましても十分理解し納得しましたので、精子・精巣組織を凍結保存することを希望致します。

1 凍結保存期間について

(1) 精子・精巣組織の凍結保存期間は、凍結開始基準日から 1 年間です。その後は、1 年ごとに凍結保存更新手続きが必要です。原則として保存期間は最長 5 年間です。他院から移送した精子・精巣組織は、他院で精子・精巣組織を凍結した日を基準日として最長 5 年間保存します。再凍結した場合の保存期間は、最初の凍結日から 5 年間です。(5 年より長期間の保存を希望される場合は費用加算があり、かつ医師の面談があります。)

2 凍結保存更新手続きについて

- (1) 凍結保存の更新の希望がない場合は、凍結保存期間内に「凍結保存中止・破棄の依頼書」を提出してください(郵送可)。費用は不要です。
- (2) 凍結保存の更新を希望される場合は、更新手続き受付期間内に手続きと1年間の保管費用のお支払いが必要です。
- (3) **上記 2(1)(2)にかかわらず、更新手続き受付期間内に更新手続きと保管費用の支払いが完了していない場合には、凍結保存更新の意思がなく、凍結保存期限日の翌日より凍結精子・精巣組織の所有権を放棄したものとみなし、当院で破棄します。凍結保存精子・精巣組織の凍結保存期間の延長または中止について当院より確認する義務はなく、当院からは保存期限切れおよび保存中止に関するご連絡は一切行いませんのでご了承ください。**

3 付帯事項

(1)『保険診療』『選定療養』で凍結保存を開始した場合：凍結保存期間内に御夫婦の片方または両方が死亡、行方不明になった場合、離婚(パートナー解消)した場合、妻が生殖年齢(50 歳)を超えた場合、御夫婦のどちらかが「凍結保存中止・破棄の依頼書」を当院へ提出した場合には、凍結精子・精巣組織は、凍結保存の継続を中止し、当院で破棄いたします。

『自費診療』で凍結保存を開始した場合：凍結保存期間内にご本人が死亡、行方不明になった場合には、凍結精子・精巣組織は、凍結保存の継続を中止し、当院で破棄いたします。

(2)凍結保存期間内に天災や火災などの不慮の事態など当院に帰責性のない理由で、精子・精巣組織を損壊もしくは喪失した場合、当院は一切の責を負わないものとします。その場合、凍結までにかかった治療費、凍結料、更新料の返金はいたしませんのでご了承ください。

(3)当院側の理由により、当院での精子・精巣組織の凍結保存継続が不可能になった場合には、他施設に凍結精子・精巣組織の移送を行う場合があります。

太枠内の記入をお願いします。		
凍結開始基準日 (*必ずご記入下さい)	費用(税込)	更新手続き後の保存期限
西暦 20__年__月__日	33,000 円	→ 20__年__月__日まで
*凍結日から 6 年以上の保管を希望される場合は、来院にて手続きをお願いします。		
(*この枠内は全て必ずご記入下さい)		
【ご署名日】西暦 20__年__月__日	【ご署名】男性 氏名(自署) _____ ID _____ (生年月日 _____年__月__日)	
【ご署名日】西暦 20__年__月__日	【ご署名】女性 氏名(自署) _____ ID _____ (生年月日 _____年__月__日)	
【電話番号】日中につながる番号の記入をお願いします。 _____ - _____		
【現住所】更新手続きのための書類を郵送します。海外への郵送は致しかねます。 〒 _____		
【旧住所】現住所がクリニックに登録している住所と違う場合はご記入ください。 〒 _____		
		クリニック記入欄
		保管費用の振込を確認いたしました。 上記期限日までの保存継続手続きをいたします。
		確認： <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

*上記記入欄に一部記入漏れや不備が生じた場合であっても、保存更新の意向が確認できる場合は手続きを進めさせていただく場合がありますことをご了承下さい。